

お知らせ

空き家リフォーム事業費補助金



うきはブランド推進課地域振興係 ☎ 76-9059

市内にある空き家の有効活用と新たな定住者等への支援を図るため、空き家のリフォームを行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

【対象住宅】①・②の条件を両方を満たす住宅
①市内にあり、現在住居として利用されていない中古の戸建て住宅であること（ただし、賃貸目的で建設されたものは除く）
②売買契約が成立して2年以内であること

【対象事業】

うきは市内に本店・支店等のある建築工事関連業者が実施する住宅の台所、浴室、便所、洗面所、内装、外壁、屋根等のリフォーム

※外構、車庫、倉庫、ガーデニング等のリフォームは補助対象外

※交付申請年度2月末日までのリフォーム完了・完了報告書の提出が必要

補助額 リフォーム経費の5割
(上限30万円・50万円・100万円のいずれか)
▶移住者申請 姫治地区 上限 **100万円**
姫治地区以外 上限 **50万円**
▶移住者以外申請 一律上限 **30万円**

申込 リフォーム工事に着手する前（工事開始1ヶ月前までに）に申請書・添付書類を下記窓口へ提出してください。申請書は窓口もしくは市ホームページから取得できます。
※警察・県庁等へ確認を行ったのち、交付決定通知を発送しますので、それ以降の工事着手となります。
※受付は先着順になり、予算の額に達した場合は受付を終了します。

お知らせ

従業員の家賃を最大2万円 / 月補助



都市計画準備課計画・調整係 ☎ 76-9063

市内で住宅を借りる従業員を雇用する事業所に対し、補助金を創設しました。事業所で働く方の市内居住を促進し、域内での雇用の強化と、地域経済の活性化を期待するものです。
※事業所が対象者をまとめて申請してください（個人での申請は不可）

対象 令和4年4月1日以降に事業所に雇用、または異動などで赴任され、市民になった方。入社前後に賃貸住宅の賃貸借契約をし、住民票をうきは市に移した方および以下の要件をすべて満たす方

要件 1. 住民票の住所が市内であること
2. 雇用保険に加入していること
3. 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
4. 賃貸住宅の契約者が被雇用者（個人）であること
5. 賃貸住宅が雇用主が所有する社宅や寮でないこと
6. 公営住宅等の公的な住宅でないこと

7. 雇用主は被雇用者に家賃補助として支給すること
8. 市税等を滞納していないこと

補助額 住宅手当がない事業所は新設していただき、既にある場合は補助額を上乗せして支給いただく必要があります。

・事業所から住宅手当を受けていない方
家賃（※1）の1/2、浮羽町域は2/3
・事業所から住宅手当を受けている方
家賃（※1）から住宅手当を除いた金額の1/2、浮羽町域は2/3
ただし、いずれも上限額は、2万円 / 月となります。（申請日から3年間）
（※1）家賃とは、共益費、管理費、駐車場費等を除いた金額

補助金は、年度末までに事業所が既に支払った家賃手当の報告を受けて、一括してお支払いする流れになります。（詳細は上記QRから市ホームページをご覧ください）